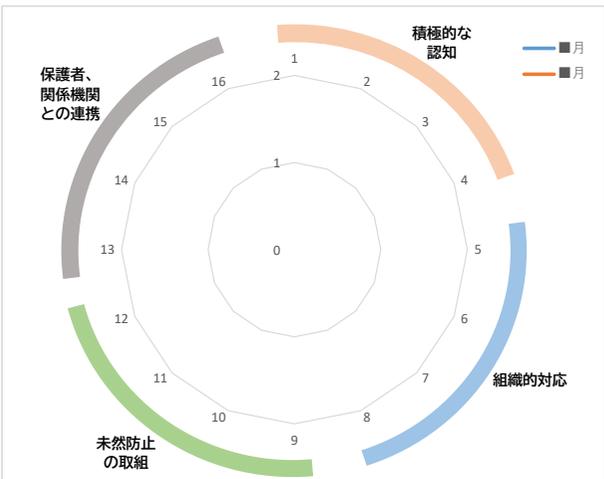
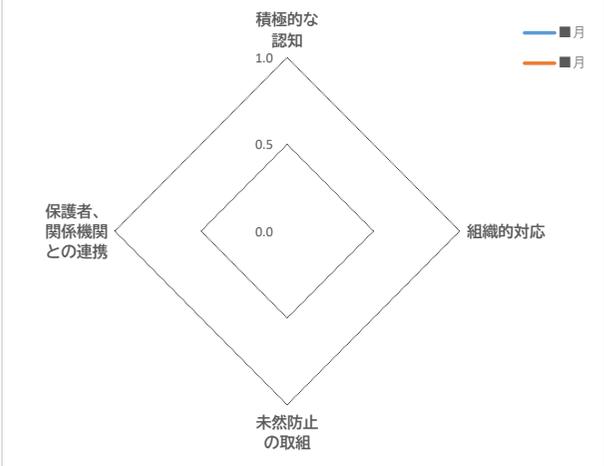


学校シート いじめへの問題の取組状況について

学校名 校長名

※【回答方法】0：今年度中の計画に位置づけていない 1：年度内に実施予定 2：実施している

		チェックリスト		■月	■月
1	積極的な認知	①	いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を再確認し、学校が一体となっていじめの認知が確実に行われるよう校内研修や意識啓発等を行っている。		
	②	日頃から児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。			
	③	いじめの発生状況等について家庭や地域に向け公表し、検証している。			
	④	いじめのサインとして注意すべき児童生徒の行動や態度をまとめたチェックリストを活用し、日常的な見守りを徹底している。			
2	組織的対応	⑤	発見・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、「いじめ対策組織」において直ちに情報共有し、「いじめ対策組織」が中心となり、迅速かつ適切に対応している。		
	⑥	アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「いじめ対策組織」がそれらの結果の検証を行っている。			
	⑦	北海道や市町村の「いじめ防止基本方針」を踏まえた対処マニュアルを作成している。			
	⑧	いじめ防止基本方針を「いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、必要な見直しを行っている。			
3	未然防止の取組	⑨	望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニング等を導入している。		
	⑩	児童生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の適応感などを把握するための調査（「ほっと」など）を実施している。			
	⑪	児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進している。			
	⑫	どのような行為がいじめに該当するのか、児童生徒が理解を深める取組を行っている。			
4	保護者、関係機関との連携	⑬	入学時・各年度の開始時、全校集会・学年集会、保護者会等の様々な機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、自校の「いじめ防止基本方針やいじめに対する取組」について説明している。		
	⑭	いじめが認知された場合には、加害生徒及び被害生徒の双方の保護者に対して、「いじめ対策組織」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。			
	⑮	「学校便り」や「学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載など、地域住民が基本方針を理解し、学校の取組に協力ができるよう、継続して周知している。			
	⑯	犯罪行為とも捉えられるいじめについては、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。			



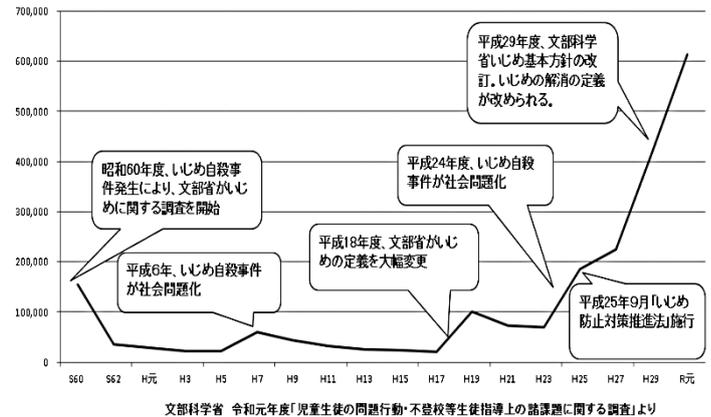
【■月】自校の取組状況の振り返り	【■月】自校の取組の振り返り
○成果	○成果
○課題	○課題

次年度に向けた改善策

いじめの定義の変遷

- ・昭和 60 年度、全国各地でいじめによる自殺事件が発生し、文部省（当時）が初めていじめに関する調査を開始し、翌年「いじめの定義」が示されました。
- ・平成 6 年には愛知県で発生した中学生いじめ自殺事件が社会問題化し、定義が一部変更されました。
- ・平成 18 年度には、いじめの実態をより適切に把握するため、定義が大幅に変更されました。
- ・こうした経緯の中、平成 23 年に発生した大津市でのいじめ自殺事件を踏まえ、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

いじめの認知（発生）件数の推移（全校種を含む）



年	「いじめ」の定義	いじめの捉え方
昭和61年度	<ul style="list-style-type: none"> ○自分より弱い者に対して一方的に、 ○身体的・心理的な攻撃を加え、 ○相手が深刻な苦痛を感じているもの <p>であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。</p>	<p>◆ 加害児童生徒の行為の側にとって「いじめ」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弱者に対して一方的に（力関係の存在） ・身体的・心理的な攻撃 ・被害児童生徒が深刻な苦痛を受けているもの ・学校が確認しているもの ・学校の内外を問わないもの
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○自分より弱い者に対して一方的に、 ○身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ○相手が深刻な苦痛を感じているもの <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「継続的に」を追加（行為の継続性） ・個々の「いじめ」の判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童生徒の立場に立って行うことを追加 ・「学校が確認している」という要件を削除
平成18年度	<p>当該児童生徒が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一定の人間関係のある者から、 ○心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ○精神的な苦痛を感じているもの <p>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。</p>	<p>◆ 被害児童生徒の心情の側にとって「いじめ」を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の人間関係（「弱者に対して」を変更） ・「一方的に」「継続的に」「深刻な」と言った文言を削除
平成25年度	<p>児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 (いじめ防止対策推進法 第2条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的又は物理的な影響を与える行為（「攻撃を受けたことにより」を変更） <p>※ この規定では、加害の児童生徒が主語となっているが、平成18年度からの定義である被害の児童生徒の心情の側にとって定義されていると理解すべき。</p>

- いじめの早期発見のため、保護者にチェックリストを配付し、児童生徒の様子を観察してもらいましょう。また、保護者からチェックリストの結果について相談があった場合は、保護者の話を傾聴し、状況把握に努め、「学校いじめ対策組織」に報告しましょう。

【家庭用】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったら、連絡してください。子どもの状況を共有しましょう。

■■■学校 ☎ ■■■ー■■■ー■■■■■ 電話受付 午前■時～午後■時

いじめアンケート等の実施に向けて

- いじめアンケート等は、いじめやいじめの疑いのある状況を把握するための重要な資料となります。次の点について、全教職員で確認した上でアンケート等を実施しましょう。

	有効活用の視点	具体例	留意点
1	実施の意義と調査の限界の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童生徒が教職員に直接訴えられるようにする環境づくりが最も大切」ということを前提とした上で、いじめ把握の手立ての一つとしてアンケートを実施する。 ○アンケートでは、「担任には知られたくない」などの心理が働く児童生徒がいることを、十分に理解した上で実施する。 ○教職員は、アンケートに記載した児童生徒への対応に終始しがちになるが、記載しなかった児童生徒でも「深刻な事案を抱えているかもしれない」と捉え、全体に対する丁寧な観察を欠かさないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートのみで、確実にいじめを把握できないことを理解する。 ・教職員による児童生徒の変化等への気付きから、いじめを発見することが最も大切である。 ・「記載がなければ、いじめはない」と考えてはならない。
2	教職員の共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ対策組織」で、アンケートの実施方法やその後の対応等について、十分に検討するとともに、検討内容を全教職員に周知し、共通理解の下で実施する。 ○アンケートを実施後、その結果について、「学校いじめ対策組織」で、実態把握や対応の在り方を協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果に基づく対応等については、経緯及び顛末を記録し、適切に保存する。
3	子どもの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○小さいいじめの芽を把握するため、何がいじめに当たるのかを児童生徒にしっかり指導し、考えさせてからアンケートを実施する。 ○児童生徒が真剣に取り組めるよう、発達の段階を考慮し、アンケートの趣旨について指導してから実施する。 ○アンケートは、いじめを受けている児童生徒を守り抜くために行うことを、実施前に児童生徒へ明確に伝える。 ○アンケートに記載した場合、学校は記載した児童生徒の気持ちを踏まえて丁寧に対応することを事前に伝えるなどして、児童生徒が安心して、いじめ等の事実を記載できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に「教職員の都合でアンケートを実施している」という印象を与えない。 ・アンケートを実施するに当たり、環境づくりを大切にする。
4	質問項目 ※学校独自でアンケートを作成し、実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○質問項目は、「何か困っていることはありませんか」、「(困っていることがある場合は、) 誰に相談したいですか」などとし、児童生徒にとって抵抗のないものに工夫する。 ○「友達のこと、見たり聞いたりしたことがあれば書いてください。」等の項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その時には書けなくても、後日、自分や友達の状況について、教職員に相談ができるような工夫が必要である。

- 児童生徒が心を開き、悩みや苦しみを打ち明けるには、教職員自身が児童生徒のことを「分かる」とすることが大切です。次の資料を参考にして、個人面談（教育相談）を行いましょう。

個人面談（教育相談）での留意点

1 相手の話を傾聴し、信頼関係をつくる

児童生徒の伝えたいことを真剣に聴くことから児童生徒と教員との信頼関係の確立がスタートします。「聴き上手」になりましょう。

最初は、児童生徒が日常生活で興味関心をもっていることや好きなことなどを切り口として話を聞き、徐々に相談活動へ進めていきましょう。

【傾聴のポイント】

- 児童生徒の目線を見ながら「はい」「そうだね」「なるほど」など、相槌を打ちながら聴く。
- 教員は児童生徒から聞かれたことに対して、具体例を挙げながら分かりやすく話す。その際、自分の考えや価値観などを押しつけない。
- 児童生徒の話に興味をもちながら聴く。
- 児童生徒の行動や感情を認める。

傾聴とは、児童生徒のあるがままを受け入れることであり、決して児童生徒に迎合することではありません。

2 相手の話を聞きながら問題の核心へ

児童生徒の話した語尾を軽く繰り返したり、感情のポイントを繰り返して児童生徒に伝えたりすることで、子どもは「先生はよく聴いている」と安心感をもち、教員の問いかけに答えることで、児童生徒自身が自己理解を深めます。

【問いかけの例】

- そのことについて、もう少し話してみませんか。
- その時、君はどのような気持ちになりましたか。
- 今、話していて、どんな気持ちですか。
- あなたはどうなりたいのですか。どうなれたらよいと思いますか。

児童生徒自身が自己理解を深め、自分の目標などを自覚できるように導きましょう。

3 必要に応じて児童生徒の行動を促す働きかけを

児童生徒に必要な行動を促す働きかけとしては、行動を促す「助言」や、相手のとるべき行動をそれとなく伝える「示唆」などがあげられます。

助言 「・・・をしてみたら。」「・・・はどう。」「・・・かもしれないよ。」
示唆 「私だったら・・・するけど。」「その場合だったら・・・と考えられるかな。」

大切なのは、児童生徒自身が自己決定することであり、児童生徒の主体的な選択や正しい自己決定を促すために、教員が情報を提供することも大事です。

場合によっては、児童生徒がとるべき言動について教えることも必要です。

- 「そういう時は、・・・するといいよ。そうしたら・・・」
- 「そういう時は、・・・と言った方がいいよ。そうしたら・・・」
- 「そういう時は、・・・について考えてごらん。そうしたら・・・」

具体的な内容と併せて、実践することにより期待される効果も伝えることで、児童生徒は選択・決定がしやすくなります。

- 「学校いじめ対策組織」は、教職員からいじめ（いじめの疑いを含む）の報告を受けた時点で、迅速かつ的確に対応します。また、保護者への正確な事実の説明、教育委員会等との連携など、共にいじめ問題の解決に取り組むための協力体制を確立します。

いじめの発見から初期対応まで

いじめの発見

- いじめが疑われる言動を目撃
- 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
- 「いじめアンケート」等から発見
- 教員や学習支援員等からの気になる報告
- 被害児童生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒からの報告・相談
- 被害児童生徒の保護者からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒の保護者からの連絡・相談

報告

学校いじめ対策組織

会議の開催

- 報告内容の整理・共有
 - ・現在の状況（いじめの状況）
- 事実関係の把握
 - ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
 - ・聴き取りの分担
 - ・被害・加害・関係児童生徒への事実確認
 - ※個別に同時進行で確認
 - ※事実確認と指導を明確に区別
 - ・聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握
- いじめの認知判断
- 対応方針の決定
 - ・児童生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
 - ・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのかなど）を決定
 - ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応

解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、「学校いじめ対策組織」へ報告が遅れないようにする。

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- ・自分是指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

早期の組織的対応

被害・加害児童生徒への対応

保護者への報告・連携

教育委員会への報告・連携

関係機関との連携（児童相談所・警察等）

- 対応経過、改善の進捗状況の確認

いじめの実態把握シート（例）

25

児童生徒等が訴えたいじめの状況を正確に把握するため、聴き取りを行う教職員は次のシートを活用し、同じ視点で聴き取りを行い、「学校いじめ対策組織」へ報告しましょう。

1つの場面を1枚のシートに記入する。

記入日 令和〇年（202〇年）〇月 〇日（〇）

いじめの実態把握シート

聴き取り対象者	第 学年 組 氏名
聴き取った教職員	

聴き取り内容

いつ	〇月 〇日（ ） 休み時間	できごと（いじめの概要）
どこで		<p>どのようなことが起きたのか、簡潔に記入する。</p>
誰が	○いじめた人 _____	
	○いじめた人と一緒にいた人 _____	
	○周りで見ていた人 _____	
	○止めようとした人 _____	

	相手	相手が言ったこと・したこと	自分が言ったこと・したこと	自分が感じたこと・思ったこと
①				
②				
③		<p>どのような経緯でどんな発言や行為があったかを確認し、時系列に記録する。</p>		<p>相手から嫌なことを言われたり、されたりした時に感じたことや、思ったことを記録する。</p>
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				

いじめの程度に応じた対応（例）

■ 次に示す対応例を参考に「学校いじめ対策組織」で、被害・加害児童生徒の状況、保護者の意向等に応じて判断しましょう。

□ 被害児童生徒への対応例

■ 加害児童生徒への対応例

		加害児童生徒の行為の重大性の程度							
		低 高							
被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度	低	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動	
						暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
		一時的な不快感・落ち込み	けがなし	<input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、定期的な声掛け	<input type="checkbox"/> 気持ちの受容、本人のよさを伝える <input checked="" type="checkbox"/> 人を傷付ける言動について指導 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア <input checked="" type="checkbox"/> 絶対に使っていない言葉への指導、謝罪の場の設定 <input type="checkbox"/> ■ 経過観察、声掛け	<input type="checkbox"/> 心のケア、SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力は絶対に許されないことを指導、謝罪の場の設定	<input type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、行為への指導	<input type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、心のケア、SCの面談、外部相談機関の紹介 <input checked="" type="checkbox"/> 経緯の聴き取り、別室指導 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催
	中	継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	<input type="checkbox"/> 相手の言動の意図を説明、SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 相手の気持ちの説明	<input type="checkbox"/> SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な言動への指導	<input type="checkbox"/> SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 絶対に使っていない言葉への指導、謝罪指導	<input type="checkbox"/> SCの面談 <input checked="" type="checkbox"/> 怒りの対処法指導	<input type="checkbox"/> SCとの継続的な面談 <input checked="" type="checkbox"/> 複数の教員による指導、監督 <input type="checkbox"/> ■ 複数の教員による経過観察	<input type="checkbox"/> 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 <input checked="" type="checkbox"/> 警察や児童相談所等との連携による指導 <input type="checkbox"/> ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
高	登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	<input type="checkbox"/> 家庭訪問	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用 <input checked="" type="checkbox"/> 外部専門家との連携、医療、福祉機関等との連携	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 <input type="checkbox"/> ■ 学校サポートチーム会議の開催	<input type="checkbox"/> ■ SSW等の活用、医療・福祉機関等との連携 <input checked="" type="checkbox"/> 警察と連携した法令に基づく措置と厳格な指導 <input type="checkbox"/> ■ いじめ対策保護者会開催	
重大事態		<input type="checkbox"/> ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等に基づき対応 <input type="checkbox"/> ■ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 <input type="checkbox"/> ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 <input type="checkbox"/> ■ 再発防止策の策定、実施 ※重大事態かどうかの判断は、加害児童生徒の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害児童生徒や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。							

※被害・加害児童生徒の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

「学校いじめ対策組織」会議録（例）

■ 会議等の記録は、学校の取組の検証・改善のほか、保護者への説明や教育委員会等への報告に活用します。次の会議録（例）を参考に、必ず作成しましょう。

第1回 学校いじめ 対策組織 会議録	報告日		年	月	日	曜日	作成者	
	校長	教頭	教職員				作成者	

1 開催日等

開催日時	年 月 日 () : ~ :	開催場所	
出席者			

2 概要

被害児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
加害児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
関係児童生徒	第 学年 組 氏名	部	園小中卒
問題行動態様			
発生期間 (日)	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
概要	※いつ、どこで、誰が、誰に、どのようなことを (どの程度)、行ったかを記載		

3 いじめの認知判断

いじめの認知	いじめとして認知 ・ いじめの重大事態として認知 ・ いじめとして認知しない
--------	--

4 指導・支援の内容

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童生徒			
被害の保護者			
加害児童生徒			
加害の保護者			
関係児童生徒			

5 教育委員会や関係機関等への報告・連絡・相談及び連携

連携先	
-----	--

- 次の会議録は、2回目以降の対策委員会で活用します。2回目以降は、学校の指導・支援や児童生徒及び保護者の状況、今後の対応方針等を記載しましょう。

**第■回
学校いじめ
対策組織
会議録**

報告日		年	月	日	曜日	作成者	
校長	教頭	教職員				作成者	

1 開催日等

開催日時	年	月	日 ()	:	~	:	開催場所	
出席者								

2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

3 今後の指導・支援、指導体制

	指導・支援の内容	期限	対応者
被害児童生徒			
被害の保護者			
加害児童生徒			
加害の保護者			

4 校長指導事項

--

■ 次の会議録は、「学校いじめ対策組織」で校長が「いじめの解消」を決定する際に活用します。

第■回 学校いじめ 対策組織 会議録	報告日		年	月	日	曜日	作成者	
	校長	教頭	教職員				作成者	

1 開催日等

開催日時	年 月 日 () : ~ :	開催場所	
出席者			

2 これまでの指導・支援と現在の児童生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	児童生徒・保護者の状況
被害児童生徒		
被害の保護者		
加害児童生徒		
加害の保護者		

3 いじめ解消の判断基準

いじめに係る行為が止んでいる状態の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
解消の要件	① いじめに係る行為が止んでいること ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
	② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

4 いじめ解消に係る校長の判断

- 被害児童生徒が安心して登校したり、加害児童生徒が自身の言動を内省したりすることができるよう、次の対応例を参考にして、適切に対応しましょう。

【被害児童生徒への対応例】

- いじめの訴えをしたこと、相談に来てくれたことをほめる。（感謝）
- 具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える。（安心）
- 事実とともに、辛い気持ちを受け入れ共感する。（受容）
- 本人の訴えた言葉を復唱する。（繰り返し）
- 分からないことを質問する。（質問）
- 本人が努力していることや頑張っていることを認め励まし、自信を与える。（自信）
- 人間関係の再構築を具体的に提示する。（交友関係の醸成）
- 自己理解を深めさせ、改善点があれば一緒に克服していくことを伝える。（自立支援）

いじめ対応で絶対にしてはいけない教員の対応・考え方（例）

○ いじめの認知に対する意識が低い

- ・「そんなの、遊びの延長でしょう」
- ・「あなたは、少し気にしすぎじゃないのかな」
- ・「先生は、〇〇さん（加害者）が、そんなことをするとは思えないな」

○ 自分（教員）の経験や考えを押しつける

- ・「やられたら、やり返すくらいの強さをもちなさい」
- ・「自分だったら、そんなこと気にしない」

○ 被害児童生徒の安全・安心を確保しない

- ・「あなたにも問題があるんじゃないか」
- ・「〇〇さん（加害者）は、『やってない』と言っているぞ」

〔加害児童生徒への対応例〕

- 他の児童生徒と離れた場所で、事実確認を正確かつ迅速に行う。（確認）
- いじめ行為をしてしまった気持ちや状況について十分に聴く。（傾聴）
- いじめの被害者の気持ちを認識させ、反省を促す。（内省）
- 教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。（指導）
- 自分の行為の責任をとる方法（謝罪など）を考えさせる。（謝罪）
- 加害者なりの行動理由を丁寧に聴き、必要に応じて正しいスキルを提供する。
（行動修正）
- 人間関係の再構築を具体的に提示する。（交友関係の醸成）
- 自己有用感を高める支援（ありがとう・助かるよ）で所属感を高める。
（成長への支援）

いじめ対応で絶対にしてはいけない教員の対応・考え方（例）

○ 威圧的で一方的な指導

- ・みんなの前で、非難する。
- ・体罰を行う。
- ・ものを叩いたり、蹴ったりして脅す。
- ・悪者と決めつけた対応を行う。（「どうせ、また、お前が悪いんだろう」）

○ 人格を否定する指導

- ・「お前は、本当にダメな奴だな」
- ・「お前の兄弟（姉妹）は、優しくてよい子どもなのに、お前は・・・」

- 学校からいじめの報告を受けた保護者は、被害・加害ともにつらい気持ちになるため、次の対応例等を参考に、相手の立場に立って対応しましょう。

〔いじめ被害児童生徒の保護者への対応例〕

- 速やかに、事実を説明する。（報告）
※すべての事実が確認できていない場合は、憶測で伝えないこと。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。
- 学校管理下でのいじめについては、児童生徒につらい思いをさせたことについて、しっかりと謝罪する。
- 学校は、全教職員で児童生徒を守り、早期解決に向けて取り組むことを伝える。
- いじめの解決に向けた具体的な方針を伝え、協議する。
- 家庭でも、子どもの傷ついた気持ちを聞いてもらうようお願いする。
- 保護者の辛さや不安を受け止める。

〔被害児童生徒の保護者連携の基本〕

- いじめを訴えた保護者にとって、「学校がどのような対応をするのか分からない」ことが不安であることを理解し対応する。
- 学校が把握している客観的事実を伝えるようにする。（個人の推測や解釈は伝えないこと。）
- 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「○○については確認できました」）や、現在の対応を伝え、学校の対応が分かるようにする。
- 児童生徒の聴き取りや指導について、保護者が不安を抱かないよう説明する。

〔いじめ加害児童生徒の保護者への対応例〕

- 速やかに事実を説明する。（報告）

※すべての事実が確認できていない場合は、憶測で伝えないこと。学校が複数で事実の確認を翌日中に進め、再度報告することを伝える。

- 教職員と保護者が共に児童生徒を育てる姿勢を示す。
- 児童生徒が「非」に気づき、内省が図られるよう助言する。
- 被害児童生徒の保護者への謝罪や児童生徒の対応について助言する。
- 保護者の怒り・情けなさ・自責の念・不安を理解する。
- 問題と関係ないことまで話を広げない。

〔 加害児童生徒の保護者連携の基本 〕

- 加害児童生徒の保護者を責めるのではなく、協力関係が結べるよう話しを進める。
- 加害児童生徒が行為に悪意がなかったとしても、被害生徒は傷ついていること、その対応への協力を依頼する。
- 事実確認等に時間を要する場合には、途中経過（「〇〇については確認できました」）や、現在の対応を伝え、学校の対応が分かるようにする。
- 児童生徒の聴き取りや指導について、保護者が不安を抱かないよう説明する。

- いじめ対応に係る保護者との連携で大切なことは、いじめの訴えがあった直後から、迅速かつ丁寧に対応し、連絡を密にすることです。特に最初の連絡は信頼関係を構築し、協力して対応していく上で大切な段階であることから、次の対応を参考にし、保護者と連携しましょう。

児童生徒から被害の訴え(アンケート等の記載を含む)があった場合

連絡	段階	対応
1 報	被害を訴えた児童生徒が 在校している段階 〔電話〕	<input type="checkbox"/> 「落ち着いています」「保健室で休ませています」等、現在の児童生徒の状態について、まずは、電話で一報を入れる。 <input type="checkbox"/> 「よく話してくれました。(アンケートに記載がありました。) 詳細については、後ほど家庭訪問(電話)でお伝えします」(詳細について面談で伝える約束をする)
2 報	被害児童生徒が帰宅した 段階 〔電話、家庭訪問〕	<input type="checkbox"/> 「よく話してくれました。相談してくれてありがとうございました」(感謝) <input type="checkbox"/> 「つらかったと思います」(共感) <input type="checkbox"/> 「〇〇することを本人に伝えました(寄り添う姿勢を伝える)」(約束) <input type="checkbox"/> 「家の人に伝えることを本人に了解をとった上で連絡しています」 <input type="checkbox"/> 「家の人には言わないで」と本人は言っているのですが、①心配である ②命にかかわる ③24時間見守ることができないから「保護者に伝えます」
続報	関係児童生徒、加害児童 生徒からの聴き取りに 着手する段階 〔電話、家庭訪問、 学校での面談〕	<input type="checkbox"/> 関係児童生徒、加害児童生徒からの聴き取りを始める際に、被害を訴えた児童生徒自身の要望を伝える。 「本人は〇〇してほしいと言っています」 ※場合によっては加害の保護者に理解を促すよう協力を依頼する。 <input type="checkbox"/> 「被害を訴えている児童生徒を守る」「秘密を守る」ことを伝え、不安を取り除く。 <input type="checkbox"/> 調査にあたっての要望を聴き取る。 <input type="checkbox"/> 事実を裏付けるものがあった場合、事実確認のために SNS 等のデータの提供を依頼する。

保護者から被害の訴えがあった場合

連絡	段階	対応
受信	保護者から被害の訴えを 聴き取る段階	<input type="checkbox"/> 「ご心配をおかけしました」 <input type="checkbox"/> （被害児童生徒が在校の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いた上で、対応させていただきます。また、後ほどご連絡いたします」など <input type="checkbox"/> （被害児童生徒が欠席の場合は）「まず、本人の話をしっかりと聴いた上で、対応させていただきます。直接、本人から話を聴きたいのですが、会うことができますか」など
1報	被害児童生徒からの 聴き取り後の段階 〔電話、家庭訪問〕	<input type="checkbox"/> 「本人からも話を聴きました。つらかったと思います」（共感） <input type="checkbox"/> 「よく話してくれました。相談してくれてありがとうございました」（感謝） <input type="checkbox"/> 「〇〇と本人は言っています」と児童生徒から聴き取った言葉を用いて伝える <input type="checkbox"/> 「〇〇することを本人に伝えました（寄り添う姿勢を伝える）」（約束）
続報	関係児童生徒、加害児童 生徒からの聴き取り後の 段階 〔家庭訪問、学校での面談〕	<input type="checkbox"/> 「本人から話（学校で伝えた内容）を聴きましたか。確認の意味で、私からもお伝えします」「家での様子はどうですか」 <input type="checkbox"/> 「私と〇〇先生が聴き取りをしました」と誰が聴き取りをしたのかを伝える。 <input type="checkbox"/> 「今後、学校として～のように対応していきますが、よろしいでしょうか」と学校の対応や指導に対しての保護者の意向を確認する。 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒への指導、集団に対する指導についての要望を聴き取る。 <input type="checkbox"/> 連絡の最後に、家庭での見守りを依頼する。

- いじめの事案によっては、警察と連携することにより効果的な対応につながります。教育委員会や学校だけで対応することが困難と判断した場合は、警察に相談しましょう。

学校と警察との連携のポイント



1 まずは「相談」から

学校だけでの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難と判断した場合は、ためらうことなく「まずは警察に相談」することが大切です。

- いじめにおいて犯罪行為の可能性がある場合には、被害児童生徒を徹底して守り通す観点から、警察と連携し対応することが必要です。
- 相談するべきか判断に迷う場合も含め、警察には積極的に「相談」することが重要です。
- 円滑に連携するためには、学校と警察との連絡窓口担当者を確認し、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。※児童生徒の生命、身体、財産の安全が脅かされている場合は、「相談」を飛び越え、直ちに通報することが必要です。

2 「日々の連携」と「緊急時の連携」

警察との連携には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の2つの視点を意識しましょう。

「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。

- 「日々の連携」～交通安全教室、防犯教室、非行防止教室、連絡協議会等
- 「緊急時の連携」～事件・事故発生時、不審者の出没等（通報は、直ちに行います）

3 連携の要は「人と人とのつながり」

日頃から顔の見える関係をつくるためには、次の行動が大切です。

- 学校は、警察の役割や専門性、業務内容について把握・理解しておく。
- 学校は、警察の立場を理解し、目的の共有と役割分担を明確にした上で、共に取り組む姿勢をもつ。
- 学校は、保護者や地域住民等に対し、いじめや暴力行為等に関する警察との連携の方針を明確に示し、理解と協力を得ておく。

MEMO ～警察のいじめ問題についての基本的な考え方～

警察は、「教育上の配慮の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、いじめを受けていた児童生徒や保護者等の意向、学校の対応状況を踏まえながら必要な対応を講じる。特に生命、身体、財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがある事案がある場合は、検挙、補導等の措置を積極的に講じていく。」(学校におけるいじめ問題への的確な対応について(通達)平成21年3月8日付け警察庁丙少発第13号)としています。犯罪行為に当たるか否か、迷う場合も警察に相談してください。

- 学校や市町村教育委員会だけでは、解決することが困難な場合は、「緊急支援チーム」を活用し、対応策について指導助言をもらいましょう。

いじめ問題「緊急支援チーム」編成・派遣要項

(令和4年9月28日 生徒指導・学校安全担当局長決定)

1 趣旨

いじめ問題の対応について、学校や市町村教育委員会（以下「学校等」という。）だけでは解決することが困難な事案等に対して、北海道教育委員会が専門家と連携した積極的な支援をするため、北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課（以下「生徒指導・学校安全課」という。）において、いじめ問題「緊急支援チーム」（以下「緊急支援チーム」という。）を編成し、学校等に派遣する。

2 緊急支援チームの構成

- (1) チーム長 生徒指導・学校安全課長
- (2) リーダー 生徒指導・学校安全課課長補佐（生徒指導）
- (3) チーム員
 - ア 生徒指導・学校安全課職員
 - イ 「いじめ問題対策チーム設置要項（平成24年9月18日教育長決定）」に基づき各教育局に設置された「いじめ問題対策チーム」（以下「教育局における「いじめ問題対策チーム」という。）のチーム員
 - ウ 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員
 - エ 北海道スクールカウンセラー
 - オ 北海道スクールソーシャルワーカー

3 緊急支援チームの派遣

緊急支援チームを派遣する事案は、以下に定めるものとする。

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある（または生じた）事案
- (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席するおそれがある（または欠席した）事案
- (3) 児童生徒の安全・安心な学校生活が脅かされる事案

4 緊急支援チームの所掌業務

緊急支援チームは、学校等に対して以下のことについて、指導助言等の支援を行う。

- (1) 学校等の生徒指導体制や教育相談体制に関すること
- (2) 事案にかかわる法律、医療、心理及び福祉等に関すること
- (3) 事案の解決に向けた関係機関との連携促進に関すること

5 緊急支援チームの派遣手続等

(1) 派遣手続

ア 通常型派遣

学校等が緊急支援チームの派遣を要請するときは、別記第1号様式により所管教育局を通じて生徒指導・学校安全課長あて申請する。

生徒指導・学校安全課長は、支援の必要性が認められるときは、緊急支援チームの派遣を決定し、別記第2号様式により当該教育局長及び緊急支援チーム員あて通知する。

イ アウトリーチ型派遣

生徒指導・学校安全課長は、上記アに限らず、いじめ問題に係る各種調査やアンケート及び相談窓口への相談並びに指導主事による学校訪問等を通じて把握した事案のうち、学校等と情報を共有し協議の上、支援の必要性が認められるときは、緊急支援チームの派遣を決定することができるものとする。派遣決定の手続は、上記アの規定を準用する。

(2) 緊急支援チームの編成

生徒指導・学校安全課長は、所管の教育局における「いじめ問題対策チーム」等と協議の上、事案ごとに緊急支援チームを編成するものとし、2に定める構成員のうち(3)のウからオについて、派遣決定時に通知する。

6 緊急支援チームの派遣に係る勤務実績の確認、費用の支出及び服務の取扱い

緊急支援チームの派遣に関して、2に定める構成員のうち(3)のウからオの者に係る勤務実績の確認、費用の支出及び服務については、次に基づき取扱うものとする。

- (1) 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム実施要項（平成25年10月25日学校教育局長決定）
- (2) 北海道スクールカウンセラー活用事業設置要綱（令和2年3月31日学校教育局長決定）
- (3) 北海道スクールソーシャルワーカー活用事業設置要綱（令和2年3月31日学校教育局長決定）

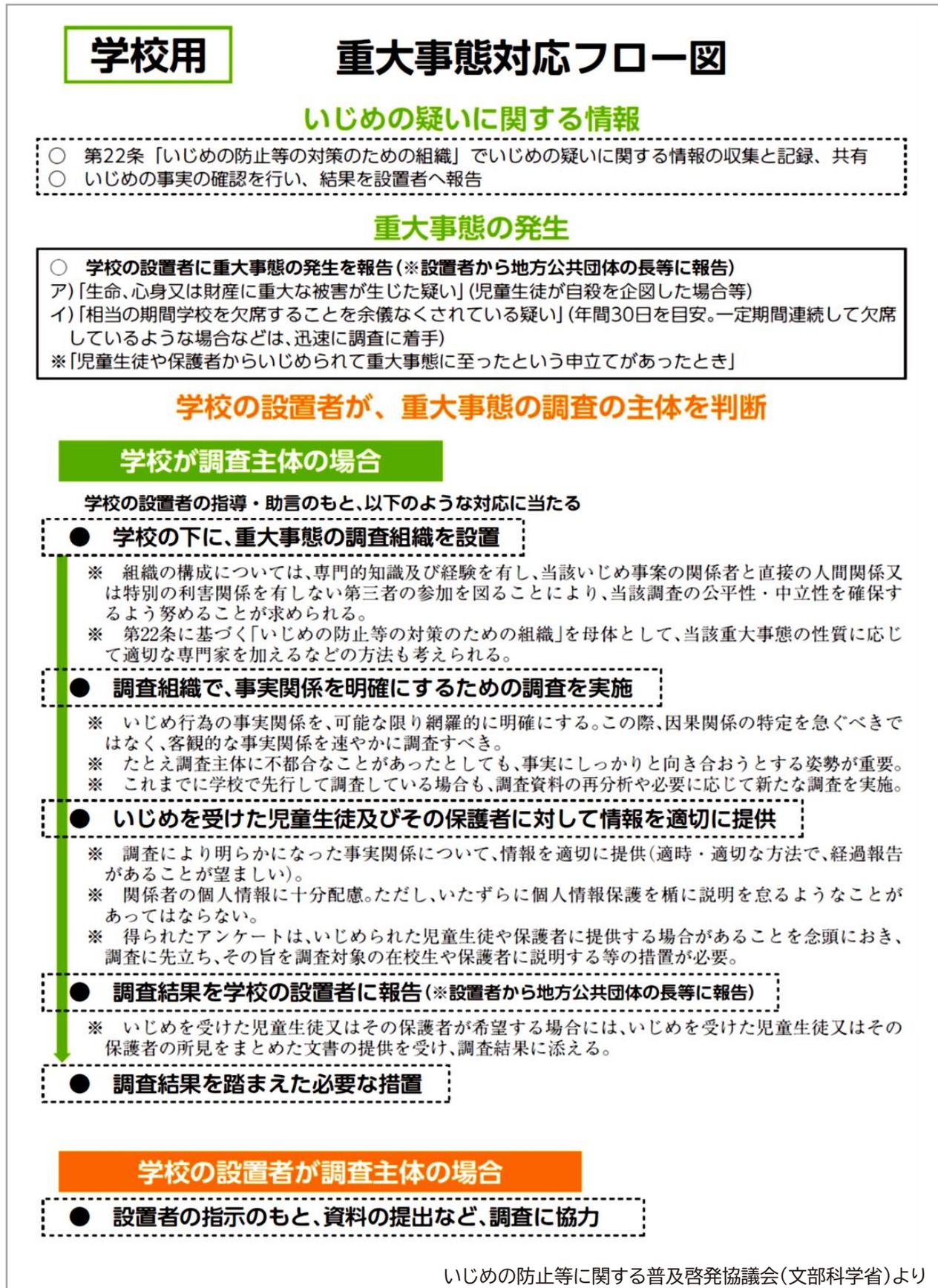
7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則

この要項は令和4年 月 日から施行する。

- 次のフロー図は、重大事態が発生したときの対応の流れです。重大事態が発生してから対応の流れを確認するのではなく、事前に各種会議や校内研修等で共通理解を図りましょう。



設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家への派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

- 次のチェックシートを活用し、「学校いじめ対策組織」で、いじめの重大事態が発生した場合の対応の流れや学校の取組を確認しましょう。

いじめ重大事態への対応チェックシート

	No.	対応の段階	チェック項目
平時の備え	1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解を図っている。 <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している。 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策が機能している。
重大事態発生時・初期対応	2	重大事態の把握 ・該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である。 ・「 <u>疑い</u> 」が生じた段階で調査を開始しなければならない。	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する。 <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする。 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする。 <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を（市町村教育委員会を通して）道教委に報告する。
	3	重大事態の発生報告 ・学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない。 ・ <u>市町村教育委員会は道教委へ報告する</u>	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する。 <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する。 （例）・重大事態と認めた事由 ・学校名・学年・氏名 ・事案の内容・学校の指導経過
	4	調査組織の設置 ・設置者は調査主体・組織を判断する。 ・ <u>公平性・中立性が確保された組織が</u> 、客観的な事実認定を行う。	<input type="checkbox"/> 調査主体を決定（設置者・学校）する。 <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る（保護者の意向を確認）。 <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める。 <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している。

調査・中期対応	5	被害者等への調査方針の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめはない」「学校に責任はない」等と断定的に説明してはならない。 ・対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う。 ・被害者の心情を害する言動を慎む。 ・寄り添い、信頼関係を構築する。 	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する。 <input type="checkbox"/> 調査組織の構成(公平性・中立性)について説明する。 <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す。 <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する。 <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する。 <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法については、被害者等から要望を聴き取り、調整する。 <input type="checkbox"/> 調査結果の提供について予め説明する。 <input type="checkbox"/> 外部に説明する際は、内容を事前に伝える。 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒等に対しても説明し、意見を聴く。 <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める。
	6	調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施について関係児童生徒に説明する。 ・可能な限り速やかに実施する。 ・情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする。 ・調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う。 	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する。 <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている。 <input type="checkbox"/> 記録を被害児童生徒等に無断で廃棄しない。 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒等に対して説明を拒むようなことがあってはならない。 <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める。
	7	調査結果の説明・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する。 ・事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。 	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱う <input type="checkbox"/> 報告する際、被害児童生徒等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える。 <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する。
	8	個人情報の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する。 	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する。 <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない。
再発防止・長期対応	9	調査結果を踏まえた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の継続的なケアを行う。 ・再発防止策の検討を行う。 	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する。 <input type="checkbox"/> 加害児童生徒に対していじめの非に気付かせる。 <input type="checkbox"/> 就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する。